

# 会員規約

ASB ボクシングクラブ会員規約  
2012 年 4 月 1 日 制定・施行  
2019 年 1 月 4 日 改定

本規約は ASB ボクシングクラブ(以下「クラブ」といいます)の運営などに際して、会員等に定める事項です。  
(以下「本規約」といいます)

当クラブは、楽しく体を動かしながらの体力作りを目的とします。

## 第 1 章 会員・入会

- ・当クラブが定める手続きにより入会を申し込み、当クラブが適性と認めた方を会員とします。
- ・入会希望者は、本規約及びその他当クラブが定める規則を承諾のうえで入会を申し込んだものとし、会員になった場合には本規約及びその規則を承認したものとみなします。
- ・当クラブは、入会申し込みがあった後、必要な審査、手続きを経て入会を承認します。また、不承認の場合であっても上記の審査手続きの内容及び結果につき、入会希望者に一切開示しません。入会希望者は上記の不承認、または審査・手続きの内容・結果等について、如何なる法的手続きを通じても争わないものとします。
- ・以下の方々は当クラブに入会できません。  
心臓・頭部・神経等に疾患のある方。但し軽微な疾患の方で医師が許可する方については除きます。  
目立つ刺青(外ウー)のある方。  
暴力団・極右・極左の構成員若しくはその関係者やその他反社会勢力(以下「反社会勢力等」といいます)に関係のある方ならびに過去に反社会勢力に関係があった方。
- ・注意すべき持病が有る方は、当クラブへの申し込み前に申し出て下さい。
- ・未成年者の入会に際しては、保護者の同意が必要になります。

## 第 2 章 当クラブの利用

- ・会員は、自己の責任において自らの健康を管理し、良好な健康状態で当クラブを利用しなくてはなりません。
- ・当クラブ内でのマスボクシングまたはスパーリングは、所属トレーナーの事前承諾及び指揮監督が無ければ行うことが出来ません。
- ・当クラブ内並びに当クラブに入居する建物内は禁煙区域とします。
- ・飲酒、体調不良等、正常ではない状態で当クラブを利用してはならないものとします。
- ・個人の練習用具等の携帯品は、会員が各自で管理するものとし、当クラブの利用後は毎回必ず持ち帰るものとします。
- ・会員は、当クラブを利用するには必ず会員証を持参してください。提示を求める場合があります。

## 第 3 章 入会金・月謝の支払等

- ・当クラブへの入会申し込みの際に、会員は、入会した当日に最初の1ヶ月分の月謝を現金で支払うものとします。
- ・月謝の支払いは、会員が当ジムへ口座振替依頼書を提出し、会員の指定口座から毎月 27 日(休日の場合は翌営業日)に当月分として引き落としとなります。但し、口座振替依頼書の提出日が前月の 16 日以降(例:5 月分の引き落としを開始するためには 4 月 15 日までに提出)で、月謝の引き落とし登録が間に合わない場合には、会員は、当月末までに翌月会費を現金で当クラブに支払うものとします。
- ・会員の指定口座の残高不足またはその他の不備等により上記期日で引き落としができなかった場合は、当月末までに現金で当ジムに支払うものとします。また、その際には手数料 300 円がかかります。
- ・月謝の長期滞納者については、請求書をお送りする場合があります。

## 第 4 章 退会・休会

- ・会員が当クラブを退会する場合、それら事情の発生する前月の 14 日までに当クラブにお越しいただき、当クラブ所定の書面をもって申し出る必要があります。また、その際に当クラブに会員証を返却することとします。  
(例:3 月末日をもって退会する場合は、2 月 14 日までに当クラブ所定の書面で申し出る必要があります。2 月 14 日を過ぎてからの申し出だった場合には、3 月末日ではなく 4 月以降での退会となります)
- ・会員が当クラブを休会する場合、それら事情の発生する前月の 14 日までに当クラブにお越しいただき、当クラブ所定の書面をもって申し出る必要があります。休会の取得限度は 1 年間で 3 ヶ月分までとします。  
また、休会後の退会は復会を 2 ヶ月以上経過した後にはしか行う事ができません。  
(例:3 月の 1 カ月間休会する場合は、2 月 14 日までに当クラブ所定の書面にて申し出る必要があります。2 月 14 日を過ぎてからの申し出の

場合には、3月の休会をお受けする事ができません)

※休会申請の場合のみの例外として、不慮の事故や急な体調不良による長期療養などが必要な状態等に陥った場合に、その事由の証明(診断証明書等)を当クラブに明示された場合に限り、上記規約期日とは別途申請を受理する事があります。

- ・退会する場合、会員がそれらの事情の発生する前月14日までに申し出をしなかったことによる不利益は、全て会員が負担するものであって当クラブに請求できないものとします。
- ・休会する場合、会員がそれらの事情の発生する前月14日までに申し出をしなかったことによる不利益は、全て会員が負担するものであって当クラブに請求できないものとします。
- ・退会、休会の正式な手続きがされていない場合、当クラブを利用することがなくても、月謝を支払うものとします。尚、退会、休会の申し出時に未払い月謝等があった場合、未払い分の全額納入が確認された時点で退会、休会の手続きを行なうこととします。
- ・現金支払い又は銀行口座引き落とし等により月謝等の名目で当ジムに支払われた金員は、原則として返金されません。また、他の支払いへの充当(相殺)をすることもできません。

## 第5章 当クラブの責任

- ・会員がスパリングまたはマスポクシング及びリードボクシング、リアルマスポクシング等あるいは、ライセンス取得実戦練習に参加又は行われた場合に起きた事件・事故・怪我等については、当クラブは一切責任を負いません。よって、会員は当クラブに対し、上記各事件・事故・怪我等についての損害・損失(治療費、慰謝料、損失補償等を含みますが、これらに限りません)の賠償その他の法的請求をすることができません。その為、自己責任の範囲内で行うものとし頭部CT又はMRI検査、当クラブの所属するスポーツ保険加入をお勧めします。
- ・当クラブ内外で起きた(練習中に限りません)ケガ、けんか、盗難等の事件・事故については、当クラブは一切の責任を負いません。よって、会員は当クラブに対し、上記各事件・事故についての損害・損失(治療費、慰謝料、損失補償等を含みますが、これらに限りません)の賠償その他の法的請求をすることができません。
- ・会員が当クラブの諸施設を利用中、当核会員の責(せき)に帰すべき事由により当クラブまたは第三者に損害を与えたときは、当核会員が当核損害に関して賠償する義務を負います。
- ・会員が、当クラブの設備又は備品等を破損又は紛失させたときは、その会員は当クラブに対し、当クラブが被った補修・取替の実費並びにその他休業損害等の損害費用を賠償するものとします。
- ・会員の作為若しくは不作为に関わらず、当クラブが何らかの損失又は損害(第三者との間の紛争に関して支払った損害金、損失金を含みますが、これらに限られません)を被った場合、その会員は当クラブに対し損害及び損失を賠償するものとします。

## 第6章 利用停止・除名・閉鎖

- ・会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、当クラブの利用の一時停止又は除名をさせていただきます。
  1. 当クラブの設備又は備品を故意または重大な過失により毀損又は紛失させた場合。
  2. 本規約又はその他の規則に違反した場合。
  3. 当クラブの名誉・信用を毀損し、秩序を乱した場合。
  4. その他会員として品位を損なうと当クラブが認める非行があった場合。
  5. 心臓・頭部・神経等に疾患があることが判明した場合。但し、軽微な疾患の方で医師が許可する場合は除きます。
  6. 反社会勢力等により当クラブの会員の円滑な施設利用に支障を来す等、当クラブが不適当と認めた場合。
- ・下記の事由により当クラブの施設の全部又は一部を一時的に閉鎖することがあります。この場合、当クラブは、会員に対しての補償等は一切負担しません。
  1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当クラブの業務遂行に支障があるとき。
  2. 当クラブ又は当クラブの入居する建物の施設の改造または補修工事の実施のとき。
  3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生したとき。

## 第7章 その他

- ・当クラブに登録している住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先が変更になった場合は速やかに当クラブに変更を届け出る事とします。
- ・前項の場合において、変更を届け出なかったことによる不利益は全て会員が負担するものとします。
- ・本規約またはその他規則は、会員の了承または会員への通知なくして、追加、削除または変更される場合があり、会員はこれを予め承諾したものとします。  
本規約やその他規則の追加・削除・変更は、それらが当クラブ内の掲示板または、インターネット上のWEBサイトに公開された時点から効力が発生するものとします。
- ・当クラブは、会員の個人情報を当クラブの運営目的以外で利用せず、会員からの書面(インターネット上のWEBサイトの画面を含みます)により直接個人情報を収集する場合には、法令により例外とされる場合を除きその都度予め利用目的を明示いたします。
- ・当クラブは会員の個人情報を会員の同意がある場合または正当な理由がある場合を除き、第三者に開示または提供しません。

・会員は、自己が当クラブに提供した個人情報に正確であることを保証します。当クラブは、当該情報が不正確であることにより会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。

以上

**ASB ボクシングクラブ**

〒220-0073

神奈川県横浜市西区岡野 2-1-5 TC.com 3F

TEL 045-515-3559